



島根県報

平成30年2月27日（火）

第2,983号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項の規定による立入検査をする職員の 携帯する身分を示す証明書の様式	(環境生活総務課)	2
島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部改正	(廃棄物対策課)	4
生活保護法の規定による医療機関の指定	(地域福祉課)	5
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	6
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	6
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	6
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	7
土地改良区の清算人の退任の届出	(農村整備課)	7
県営土地改良事業計画の変更(2件)	(")	8
高度公益機能森林の区域の変更	(森林整備課)	8
解除予定保安林及び保安林予定森林	(")	9
指定施業要件の変更予定保安林	(")	9
保安林の指定	(")	10
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	10
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	(中小企業課)	11

【公 告】

都市計画事業変更の認可	(下水道推進課)	12
-------------	----------	----

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料 の額の一部改正		13
---	--	----

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		13
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		13
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		14

【内水面漁管委指示】

水産動物の採捕の禁止		15
------------	--	----

告 示

島根県告示第90号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第29条第1項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を次のように定め、平成30年2月27日から施行する。

不当景品類及び不当表示防止法第9条第1項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式（平成26年島根県告示第656号）は、廃止する。

平成30年2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

(表 面)

第 号

不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項の規定による立入検査をする職員の身分証明書

写

真

押 出
スタンプ

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

年 月 日発行

島根県知事 印

(裏 面)

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

第2章 景品類及び表示に関する規制

第5節 報告の徴収及び立入検査等

第29条 内閣総理大臣は、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雑則

(権限の委任等)

第33条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2～10 (略)

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第6章 罰則

第37条 第29条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令抜粋

(都道府県が処理する事務)

第23条 法第33条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第7条及び第29条第1項の規定による権限に属する事務（同項の規定による権限に属する事務にあつては、法第7条第1項の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。）は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、2以上の都道府県の区域にわたり一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあり、消費者庁長官（法第29条第1項の規定による権限について、法第33条第2項の規定により公正取引委員会に委任された場合にあつては公正取引委員会、同条第3項の規定により事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任された場合にあつては当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官、同条第6項の規定により証券取引等監視委員会に委任された場合にあつては証券取引等監視委員会。以下この項において同じ。）がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

2・3 （略）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。

島根県告示第91号

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成5年島根県告示第276号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

目次中「処理施設の設置」を「処理施設等の設置等」に、「第23条」を「第24条」に改める。

第2条第4号を次のように改める。

(4) その他の処理施設 法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による許可を受けようとする者及び許可を受けている者が事業の用に供するために設置する施設のうち前号に規定する施設以外の施設（移動して処理することを目的とするものを除く。）をいう。

第2条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 処理施設等 処理施設及びその他の処理施設をいう。

(6) 設置予定者等 次に掲げるものをいう。

ア 法第15条第1項の規定により処理施設を設置しようとする者及び法第15条の2の6第1項の規定により許可に係る法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとする者

イ その他の処理施設を新たに設置しようとする者及びその他の処理施設の規模又は位置の変更をしようとする者

第5条中「昭和46年厚生省令第35号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加える。

「第2章 処理施設の設置に係る事前協議等」を「第2章 処理施設等の設置等に係る事前協議等」に改める。

第6条の見出し中「処理施設の設置」を「処理施設等の設置等」に改め、同条第1項を次のように改める。

設置予定者等は、次の各号に掲げる許可の申請又はその他の処理施設の設置若しくは変更の届出をしようとするときは、当該各号に定める時期までに、設置計画等について知事に協議しなければならない。

(1) 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可の申請（当該許可に係る法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更が生活環境の保全上支障がないと知事が認める場合を除く。） 当該許可の申請を行う前

(2) その他の処理施設の設置又はその他の処理施設の規模若しくは位置の変更に係る法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項（施行規則第10条の10第1項第4号に係る変更（規模の変更にあつては当該変更により処理

能力が10パーセント以上増大する場合に限り、位置の変更にあつては当該変更が生活環境の保全上支障がないと知事が認める場合を除く。)に限る。)の規定による届出 当該その他の処理施設の設置又は変更を行う前

第6条第2項中「産業廃棄物処理施設設置等協議書」を「産業廃棄物処理施設等設置等協議書」に改め、同条第3項第3号中「書類」の次に「(第1項第1号に該当する場合に限る。)」を加え、同項第4号中「処理施設の設置」を「処理施設等の設置等」に改める。

第7条中「処理施設」を「処理施設等」に改める。

第14条第1項中「法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可の申請」を「処理施設に係る法第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による許可の申請又はその他の処理施設の設置若しくは変更(次項において「許可の申請等」という。)」に改め、同条第2項中「処理施設」を「処理施設等」に、「許可の申請」を「規定による許可の申請等」に改める。

第21条中「保健所長を経由して」を「保健所長に」に改め、同条の表中

「

設置等協議に係る書類	当該設置等協議に係る処理施設を設置しようとする地又は設置している地	2部	を
------------	-----------------------------------	----	---

」

「

設置等協議に係る書類	(1) 当該設置等協議に係る処理施設を設置しようとする地又は設置している地	2部	に改める。
	(2) 当該設置等協議に係るその他の処理施設を設置しようとする地又は設置している地	1部	

」

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第23条 この要綱の規定(第16条を除く。)は、松江市の区域については、適用しない。

様式第1号中「産業廃棄物処理施設設置等協議書」を「産業廃棄物処理施設等設置等協議書」に、

「産業廃棄物処理施設を設置したいので、下記のとおり協議します。をの許可に係る事項を変更」

「産業廃棄物処理施設等を設置したいので、下記のとおり協議します。に、を変更」

「処理施設の種類」を「処理施設等の種類」に、「処理施設の設置場所」を

「処理施設等の設置場所」に改め、「結果を記載した書類」の次に「(第6条第1項第1号に該当する場合に限る。)」

を加え、「処理施設の設置に」を「処理施設等の設置等に」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

島根県告示第92号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定した

ので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

医療機関の名称	所在地	指定年月日
いづも八咫クリニック	出雲市中野美保南二丁目1-5	平成30年2月6日
秦クリニック 志学診療所	大田市三瓶町志学口367	平成30年1月25日

島根県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 ナノ ケアめろす	松江市宍道町伊志見 410番地	居宅介護支援	ケアプラン優樹	松江市宍道町伊志見 410番地	平成29年12月1 日
株式会社 エス マイル	広島市西区商工センタ 一六丁目1-11	居宅療養管理指導	山崎薬局	大田市大田町大田口 928	平成30年1月15 日
株式会社 エス マイル	広島市西区商工センタ 一六丁目1-11	介護予防居宅療養 管理指導	山崎薬局	大田市大田町大田口 928	平成30年1月15 日
社会福祉法人 東輝会	広島県庄原市高野町新 市177-1	短期入所生活介護	短期入所生活介 護 故郷-敬川	江津市敬川町1-2	平成29年12月28 日

島根県告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
医療法人みうら眼科	医療法人煌星会みうら眼科	益田市乙吉町イ336-3	平成30年1月4日

島根県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
武波内科医院	出雲市湖陵町差海60-4	平成29年12月31日
医療法人加藤クリニック	邑智郡川本町因原81-1	平成29年12月31日
小村産婦人科医院	松江市古志原3-5-36	平成27年7月1日
半田医院雲城診療所	浜田市金城町下来原57	平成27年4月1日
森脇歯科医院	江津市江津町881-11	平成29年12月30日
山根歯科医院	浜田市三隅町三隅1325-1	平成29年12月31日

島根県告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 春林会	浜田市港町199-1	居宅療養管理指導	半田医院雲城診療所	浜田市金城町下来原57	平成27年4月1日
医療法人 春林会	浜田市港町199-1	介護予防居宅療養管理指導	半田医院雲城診療所	浜田市金城町下来原57	平成27年4月1日
月橋 啓典	松江市岡本町1041番2	居宅療養管理指導	湖北つきはしクリニック	松江市岡本町1041番2	平成29年10月31日
月橋 啓典	松江市岡本町1041番2	介護予防居宅療養管理指導	湖北つきはしクリニック	松江市岡本町1041番2	平成29年10月31日
森脇 勝二	江津市江津町881-11	居宅療養管理指導	森脇歯科医院	江津市江津町881-11	平成29年12月30日
森脇 勝二	江津市江津町881-11	介護予防居宅療養管理指導	森脇歯科医院	江津市江津町881-11	平成29年12月30日

島根県告示第97号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成30年2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

邑智郡大和村比之宮土地改良区

1 就任した清算人の氏名及び住所

渡利八壽男 邑智郡美郷町比敷238番地1

松島 壽晴 邑智郡美郷町宮内169番地
 松嶋 伸之 邑智郡美郷町宮内358番地
 林 房人 邑智郡美郷町宮内863番地
 上口まゆみ 邑智郡美郷町宮内806番地
 村上 和男 邑智郡美郷町村之郷712番地
 漆谷 耕治 邑智郡美郷町村之郷586番地 1
 荒河 繁人 邑智郡美郷町村之郷109番地 2
 浅原 辰也 邑智郡美郷町村之郷309番地
 日高 明夫 邑智郡美郷町比敷163番地 1
 渡邊 光廣 邑智郡美郷町比敷285番地 5
 日高 和史 邑智郡美郷町都賀行434番地

2 退任年月日

平成30年 1月28日

島根県告示第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八神・太田地区区画整理事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	江津市役所

島根県告示第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八神・太田地区農用地保全施設整備事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	江津市役所

島根県告示第100号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定により指定した高度公益機能森林の区域を変更したので、同条第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により公表する。

なお、当該変更に係る区域については、登載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び西部農林振興センター並びに大田市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成30年 2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

島根県告示第101号

次のように保安林を解除予定保安林及び保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤 原 孝 行

1 解除

(1) 解除予定保安林の所在場所

大田市三瓶町多根字天井原1121-3、1121-16、1121-20、1121-28、1121-33、1121-34、1122-2

(2) 保安林として指定された目的

火災の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2 指定

(1) 保安林予定森林の所在場所

1の(1)に同じ。

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第102号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市三瓶町小屋原字大曾根1895-1、1895-3、1896-1、1896-2、1911-6、三瓶町多根字天井原1121-1、1121-15、1121-18、1122-1、1122-4
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

- 1 保安林の所在場所
松江市鹿島町上講武字七田2029、字七田右代3018
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第104号

平成29年農林水産省告示第2113号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
邑智郡邑南町下口羽844-1、845、853-1、2701-1	大石 信行
邑智郡邑南町下口羽2051、2051-1、2051-2	宮尾山八幡宮
邑智郡邑南町下口羽3307	三田 美智子
邑智郡邑南町下口羽3308	三上 初枝

島根県告示第105号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

安来ショッピング 島根県安来市安来町865-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 鳥取県米子市東福原二丁目19-48

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,074平方メートル

(変更後) 1,497平方メートル

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 168台（第1駐車場：28台、第2駐車場：45台、第3駐車場：95台）

(変更後) 152台（第1駐車場：26台、第2駐車場：31台、第3駐車場：95台）

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 55台（第1駐輪場：26台、第2駐輪場：13台、第3駐輪場：16台）

(変更後) 58台（第1駐輪場：8台、第2駐輪場：15台、第3駐輪場：9台、第3駐輪場：26台）

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 386平方メートル（店舗北側）

(変更後) 120平方メートル（店舗北側）

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 24立方メートル（店舗北側）

(変更後) 36.1立方メートル（店舗建物内北側）

カ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4か所（第1駐車場：2か所、第2駐車場：1か所、第3駐車場：1か所）

(変更後) 5か所（第1駐車場：2か所、第2駐車場：2か所、第3駐車場：1か所）

キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前8時から午後8時まで

(変更後) 午前6時から午後9時まで

(4) 変更の年月日

平成30年10月17日

2 届出年月日

平成30年 2月16日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市政策推進部商工観光課 (安来市安来町878番地 2)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示 (平成30年中国地方整備局告示第13号) があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成30年 2月27日

島根県知事職務代理者

島根県副知事 藤原孝行

1 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画及び宍道都市計画下水道事業

宍道湖西部流域下水道

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

出雲市大津町 出雲県土整備事務所

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第2号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成30年2月27日から施行する。

平成30年2月27日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

病衣使用料の項の次に次の1項を加える。

オビドレル皮下注シリンジ250マイクログラムによる生殖補助医療 1回につき 3,914円

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日の午前5時から午後10時まで並びにこれらの日以外の日の午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時までについては、上記手数料に702円を加算する。

先進医療料の項を削る。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第2号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成30年2月27日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党島根県総支部連合会	亀井 亜紀子	木村 幸司	松江市灘町107	○	平成30年2月15日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
坂手洋介後援会	工藤 勝造	坂手 渉	江津市二宮町神主ハ245-16	平成30年2月1日

島根県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりで

あったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 2月27日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党邑智支部	岩根 和博	主たる事務所の所在地	邑智郡美郷町別府252-1	邑智郡美郷町浜原421-1	平成29年12月17日
		代表者の氏名	岩根 和博	品川 光博	
		会計責任者の氏名	藤原 修治	岩根 和博	
自由民主党加茂支部	山本 国雄	主たる事務所の所在地	雲南市加茂町加茂中1273-2	雲南市加茂町三代525	平成29年 6月17日
		会計責任者の氏名	松林 孝之	舟木 清	
自由民主党宍道支部	川島 光雅	代表者の氏名	川島 光雅	安部 廣	平成29年12月11日
		会計責任者の氏名	持田 隆志	川島 光雅	

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
小川和也後援会	馬庭 泰斗	代表者の氏名	馬庭 泰斗	重富 俊雄	平成30年 1月10日
川上いくお後援会	川上 幾雄	主たる事務所の所在地	浜田市金城町下来原538	浜田市金城町下来原168-6	平成29年11月27日
久保田しょういち後援会	岡田 久樹	主たる事務所の所在地	浜田市天満町27-12	浜田市黒川町909-4	平成29年11月20日
田中八州男後援会	大畑 忠司	代表者の氏名	大畑 忠司	中野 伝	平成30年 1月30日
日本薬業政治連盟 島根県支部	米沢 潤一	主たる事務所の所在地	松江市東津田町392-7	松江市矢田町218-2	平成29年 6月15日
		会計責任者の氏名	米沢 潤一	松嶋 享助	
三島伸夫後援会	森 正剛	主たる事務所の所在地	松江市西津田 4-1-33	松江市西津田 4-5-33	平成29年 4月18日

島根県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年 2月27日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
元気な浜田を創る会	河野 博	平成29年12月13日
しまだ豊昭後援会	牧野 将則	平成29年12月30日
三浦靖後援会	小倉 一義	平成29年12月31日
山本勝太郎後援会	森脇 金一	平成29年11月30日

内 水 面 漁 場 管 委 指 示

島根県内水面漁場管理委員会指示第30-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、ごぎの繁殖保護を図るため次のとおり水産動物の採捕を禁止する。ただし、試験研究等を目的として、島根県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

平成30年 2月27日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

禁止する河川	禁止する期間
（斐伊川水系頓原川支流） 牛谷川、内谷川及び位出谷川（飯石郡飯南町頓原27の3地先の砂防ダムより上流）	平成30年 3月 1日から平成33年 2月28日まで
（高津川水系紙祖川支流） 伊源谷川	平成30年 4月 1日から平成33年 3月31日まで
（高津川水系福川川支流） 右ヶ谷川	平成30年 3月 1日から平成33年 2月28日まで